

尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書

平成22年9月7日、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法操業を行っていた中国漁船が、停船を命じた海上保安庁の巡視船にみずから衝突させるという重大事件が発生した。

同水域においては、昨年8月中旬には、最大270隻もの中国船籍らしき漁船が確認され、その内約70隻は我が国領海内に侵入しており、今後も中国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域における違法操業を繰り返すことも懸念されることから、漁業関係者は大きな不安を抱いている。

よって、国におかれては、我が国の領土及び領海と国民の生命を守る立場から次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 尖閣諸島をはじめ、我が国の領海及び排他的経済水域において、我が国の漁業関係者が安全に操業・航行できるよう必要な現地調査を行い、灯台の設置および避難港の整備など適切な措置を講じること。
- 2 外国漁船による違法操業が繰り返され、我が国の漁場が奪われていることへの対策のため、海上保安庁による警備体制を強化し、我が国の領土及び領海を守るために必要な措置を行うこと。
- 3 中国との戦略的互惠関係の維持・発展を基軸に、アジア諸国との関係強化などのあらゆる外交努力を通じ、我が国の領土及び領海を守る毅然とした主権国家としての態度を国際社会に対して積極的に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月1日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
法務大臣	江田五月様
外務大臣	松本剛明様
農林水産大臣	鹿野道彦様
国土交通大臣	大畠章宏様
内閣官房長官	枝野幸男様